

調 査 票 様 式

経済産業省

甲 17年

★この調査票は統計法附則十二年法律第十八号に基づき指定統計調査として調査対象事業所は申告の義務があります。★この調査票は統計作成の目的以外には使用されません。

平成17年工業統計調査 工業統計調査票 甲 (従業員30人以上の事業所用)

1 事業所の名称及び所在地 (フリガナ) 電話 () 市区町村 番地ビル

2 本社又は本店の名称及び所在地 (フリガナ) 電話 () 市区町村 番地ビル

3 他事業所の有無

4 経営組織

5 資本金額又は出資金額 (会社) (単位:万円)

6 従業員数 (年末現在)

7 常用労働者毎月現在数の合計

8 現金給与総額 (年間)

9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費 (年間)

10 有形固定資産 (単位:万円)

11 リース契約による契約額及び支払額 (清算後)

12 製造品在庫額、半製品の在庫額、仕掛品の在庫額

13 製造品の出荷額 (年間)

14 13のア、ウ、エの合計金額

15 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額

16 製造品出荷額に占める製造品出荷額の割合 (年間)

17 主要原材料名

18 作業工程

19 工業用地及び工業用水

20 事業所敷地面積及び建築面積

21 製造品出荷額

22 製造品出荷額の割合

23 製造品出荷額の割合

24 製造品出荷額の割合

25 製造品出荷額の割合

26 製造品出荷額の割合

27 製造品出荷額の割合

28 製造品出荷額の割合

29 製造品出荷額の割合

30 製造品出荷額の割合

31 製造品出荷額の割合

32 製造品出荷額の割合

33 製造品出荷額の割合

34 製造品出荷額の割合

35 製造品出荷額の割合

36 製造品出荷額の割合

37 製造品出荷額の割合

38 製造品出荷額の割合

39 製造品出荷額の割合

40 製造品出荷額の割合

41 製造品出荷額の割合

42 製造品出荷額の割合

43 製造品出荷額の割合

44 製造品出荷額の割合

45 製造品出荷額の割合

46 製造品出荷額の割合

47 製造品出荷額の割合

48 製造品出荷額の割合

49 製造品出荷額の割合

50 製造品出荷額の割合

51 製造品出荷額の割合

52 製造品出荷額の割合

53 製造品出荷額の割合

54 製造品出荷額の割合

55 製造品出荷額の割合

56 製造品出荷額の割合

57 製造品出荷額の割合

58 製造品出荷額の割合

59 製造品出荷額の割合

60 製造品出荷額の割合

61 製造品出荷額の割合

62 製造品出荷額の割合

63 製造品出荷額の割合

64 製造品出荷額の割合

65 製造品出荷額の割合

66 製造品出荷額の割合

67 製造品出荷額の割合

68 製造品出荷額の割合

69 製造品出荷額の割合

70 製造品出荷額の割合

71 製造品出荷額の割合

72 製造品出荷額の割合

73 製造品出荷額の割合

74 製造品出荷額の割合

75 製造品出荷額の割合

76 製造品出荷額の割合

77 製造品出荷額の割合

78 製造品出荷額の割合

79 製造品出荷額の割合

80 製造品出荷額の割合

81 製造品出荷額の割合

82 製造品出荷額の割合

83 製造品出荷額の割合

84 製造品出荷額の割合

85 製造品出荷額の割合

86 製造品出荷額の割合

87 製造品出荷額の割合

88 製造品出荷額の割合

89 製造品出荷額の割合

90 製造品出荷額の割合

91 製造品出荷額の割合

92 製造品出荷額の割合

93 製造品出荷額の割合

94 製造品出荷額の割合

95 製造品出荷額の割合

96 製造品出荷額の割合

97 製造品出荷額の割合

98 製造品出荷額の割合

99 製造品出荷額の割合

100 製造品出荷額の割合

甲 17年

記入注意

調査項目の説明

6 従業員数

- (1) 「個人事業主及び無給家族従業員」とは、業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務にたずさわっていない事業主と、その家族で手伝い程度のもは含めないうください。
 - (2) 「常用労働者」とは、次の(ア)～(オ)のいずれかの従業員を、別に記入して社員、正職員等と、パート・アルバイト等)、「出向・派遣受入者」別に記入してください。
 - (ア) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。
 - (イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者。
 - (ウ) 他の企業からの出向従業員、人材派遣会社からの派遣従業員は上記に準じて扱います。
 - (エ) 重役、理事など役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
 - (オ) 専業主婦の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
- (3) 「正社員、正職員等」には、雇用されている者で一般在に「正社員」、「正職員」と呼ばれる者を記入し、他企業に出向している者を除きます。
- (4) 「パート・アルバイト等」には、一般に「パートタイム」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者を記入してください。
- (5) 「出向・派遣受入者」には、他の企業から受け入れられている出向者、及び人材派遣会社からの派遣者を記入してください。
- (6) 「臨時雇用者」は、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や、常用労働者以外に12月給与の帳簿締切日現在で記入してください。

7 常用労働者毎月末現在数の合計

「常用労働者」の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したものです。したがって個人事業主、無給家族従業員、臨時雇用者は、含めないうください。

8 税金給付総額

- (1) 所得税、保険料、組合費などを差し引かない、いわゆる税込の金額を記入してください。
- (2) 「常用労働者」のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額」
- (3) 「賞与」の額は、給与規定等により定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当などを、一時的な理由により特別に支払われた結婚手当、期末賞与などを記入してください。
- (4) 「その他」は、出向・派遣受入者に対する支払は除いてください。
- (5) 「その他」は、出向・派遣受入者に対する支払は除いてください。
- (6) 「その他」は、出向・派遣受入者に対する支払は除いてください。
- (7) 「その他」は、出向・派遣受入者に対する支払は除いてください。

9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費

- (1) 消費税率を含まない金額を記入してください。
- (2) 「原材料使用額」
- (3) 「燃料使用額」
- (4) 「電力使用額」
- (5) 「委託生産費」

原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費は、消費税率を含まない金額を記入してください。

- (1) 「原材料使用額」
- (2) 「燃料使用額」
- (3) 「電力使用額」
- (4) 「委託生産費」
- (5) 「委託生産費」
- (6) 「委託生産費」
- (7) 「委託生産費」
- (8) 「委託生産費」
- (9) 「委託生産費」
- (10) 「委託生産費」
- (11) 「委託生産費」
- (12) 「委託生産費」
- (13) 「委託生産費」
- (14) 「委託生産費」
- (15) 「委託生産費」
- (16) 「委託生産費」
- (17) 「委託生産費」
- (18) 「委託生産費」
- (19) 「委託生産費」
- (20) 「委託生産費」
- (21) 「委託生産費」
- (22) 「委託生産費」
- (23) 「委託生産費」
- (24) 「委託生産費」
- (25) 「委託生産費」
- (26) 「委託生産費」
- (27) 「委託生産費」
- (28) 「委託生産費」
- (29) 「委託生産費」
- (30) 「委託生産費」
- (31) 「委託生産費」
- (32) 「委託生産費」
- (33) 「委託生産費」
- (34) 「委託生産費」
- (35) 「委託生産費」
- (36) 「委託生産費」
- (37) 「委託生産費」
- (38) 「委託生産費」
- (39) 「委託生産費」
- (40) 「委託生産費」
- (41) 「委託生産費」
- (42) 「委託生産費」
- (43) 「委託生産費」
- (44) 「委託生産費」
- (45) 「委託生産費」
- (46) 「委託生産費」
- (47) 「委託生産費」
- (48) 「委託生産費」
- (49) 「委託生産費」
- (50) 「委託生産費」
- (51) 「委託生産費」
- (52) 「委託生産費」
- (53) 「委託生産費」
- (54) 「委託生産費」
- (55) 「委託生産費」
- (56) 「委託生産費」
- (57) 「委託生産費」
- (58) 「委託生産費」
- (59) 「委託生産費」
- (60) 「委託生産費」
- (61) 「委託生産費」
- (62) 「委託生産費」
- (63) 「委託生産費」
- (64) 「委託生産費」
- (65) 「委託生産費」
- (66) 「委託生産費」
- (67) 「委託生産費」
- (68) 「委託生産費」
- (69) 「委託生産費」
- (70) 「委託生産費」
- (71) 「委託生産費」
- (72) 「委託生産費」
- (73) 「委託生産費」
- (74) 「委託生産費」
- (75) 「委託生産費」
- (76) 「委託生産費」
- (77) 「委託生産費」
- (78) 「委託生産費」
- (79) 「委託生産費」
- (80) 「委託生産費」
- (81) 「委託生産費」
- (82) 「委託生産費」
- (83) 「委託生産費」
- (84) 「委託生産費」
- (85) 「委託生産費」
- (86) 「委託生産費」
- (87) 「委託生産費」
- (88) 「委託生産費」
- (89) 「委託生産費」
- (90) 「委託生産費」
- (91) 「委託生産費」
- (92) 「委託生産費」
- (93) 「委託生産費」
- (94) 「委託生産費」
- (95) 「委託生産費」
- (96) 「委託生産費」
- (97) 「委託生産費」
- (98) 「委託生産費」
- (99) 「委託生産費」
- (100) 「委託生産費」

原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費は、消費税率を含まない金額を記入してください。

- (1) 「原材料使用額」
- (2) 「燃料使用額」
- (3) 「電力使用額」
- (4) 「委託生産費」
- (5) 「委託生産費」
- (6) 「委託生産費」
- (7) 「委託生産費」
- (8) 「委託生産費」
- (9) 「委託生産費」
- (10) 「委託生産費」
- (11) 「委託生産費」
- (12) 「委託生産費」
- (13) 「委託生産費」
- (14) 「委託生産費」
- (15) 「委託生産費」
- (16) 「委託生産費」
- (17) 「委託生産費」
- (18) 「委託生産費」
- (19) 「委託生産費」
- (20) 「委託生産費」
- (21) 「委託生産費」
- (22) 「委託生産費」
- (23) 「委託生産費」
- (24) 「委託生産費」
- (25) 「委託生産費」
- (26) 「委託生産費」
- (27) 「委託生産費」
- (28) 「委託生産費」
- (29) 「委託生産費」
- (30) 「委託生産費」
- (31) 「委託生産費」
- (32) 「委託生産費」
- (33) 「委託生産費」
- (34) 「委託生産費」
- (35) 「委託生産費」
- (36) 「委託生産費」
- (37) 「委託生産費」
- (38) 「委託生産費」
- (39) 「委託生産費」
- (40) 「委託生産費」
- (41) 「委託生産費」
- (42) 「委託生産費」
- (43) 「委託生産費」
- (44) 「委託生産費」
- (45) 「委託生産費」
- (46) 「委託生産費」
- (47) 「委託生産費」
- (48) 「委託生産費」
- (49) 「委託生産費」
- (50) 「委託生産費」
- (51) 「委託生産費」
- (52) 「委託生産費」
- (53) 「委託生産費」
- (54) 「委託生産費」
- (55) 「委託生産費」
- (56) 「委託生産費」
- (57) 「委託生産費」
- (58) 「委託生産費」
- (59) 「委託生産費」
- (60) 「委託生産費」
- (61) 「委託生産費」
- (62) 「委託生産費」
- (63) 「委託生産費」
- (64) 「委託生産費」
- (65) 「委託生産費」
- (66) 「委託生産費」
- (67) 「委託生産費」
- (68) 「委託生産費」
- (69) 「委託生産費」
- (70) 「委託生産費」
- (71) 「委託生産費」
- (72) 「委託生産費」
- (73) 「委託生産費」
- (74) 「委託生産費」
- (75) 「委託生産費」
- (76) 「委託生産費」
- (77) 「委託生産費」
- (78) 「委託生産費」
- (79) 「委託生産費」
- (80) 「委託生産費」
- (81) 「委託生産費」
- (82) 「委託生産費」
- (83) 「委託生産費」
- (84) 「委託生産費」
- (85) 「委託生産費」
- (86) 「委託生産費」
- (87) 「委託生産費」
- (88) 「委託生産費」
- (89) 「委託生産費」
- (90) 「委託生産費」
- (91) 「委託生産費」
- (92) 「委託生産費」
- (93) 「委託生産費」
- (94) 「委託生産費」
- (95) 「委託生産費」
- (96) 「委託生産費」
- (97) 「委託生産費」
- (98) 「委託生産費」
- (99) 「委託生産費」
- (100) 「委託生産費」

原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費は、消費税率を含まない金額を記入してください。

10 有形固定資産

- (1) 「有形固定資産」には、「土地」と「土地を除く有形固定資産(建物、構築物、機械、

一般注意
調査期間が年間となるとなっている事項については、平成17年1月1日から12月31日まで1年間の実績について記入してください。ただし、毎月の帳簿締切(例えば25日)が決まっている事業所では、平成17年12月の帳簿締切日からさかのぼって1年間の実績について記入しても差し支えありません。

装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等)の両方を、それぞれ記入してください。

(2) 「取得額」

(7) 購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設費負担決定からの振り替え、取得の際の減価償却額又は振り替えの際の評価額を記入してください。外国から直接輸入したもの(貿易業者などを通じて輸入したものを含む)、中古のものでも新規のものと同様とみなした場合、増設、改造、増設などによる、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。ただし、資産再評価による固定資産の増加は、記入しなくてください。

(3) 「除却額」には、売却、没収、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による除却額を「土地」と「有形固定資産(土地を除く)」に区分して記入してください。

(4) 「減価償却額」には、減価償却額として、有形固定資産決定から除却した金額又は、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額を記入してください。

(5) 「建物、構築物」

(7) 建物には、工場、事務所のほか、事業所の固定資産台帳に含まれている住宅、その他経営用建物(倉庫等)並びに附属設備を含めてください。

(4) 構築物には、ドック、橋、岸壁、せんげん、軌道、防水地、坑道、煙突、その他の土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてください。

(6) 「建設仮勘定」を規定している事業所は、借方に加えられた金額を「借」に、この勘定から有形固定資産又は他の勘定に振り替えられた金額の合計を「貸」に記入してください。

11 リース契約による契約額及び支払額

(1) リースとは、「賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間原則として中途解約できないもの」をいいます。

(2) 「リース契約額」には、新規に契約したリースのうち、平成17年1月から12月までに納付完了し物件使用料を支付したリース契約額(リース料総額)の合計金額を、「リース支払額」には、事業所に存在するすべてのリース物件(平成17年以前に契約したものを含む)に対する年間の支払リース料の合計金額を、それぞれ清算簿簿価を念頭に記入してください。

(3) リース取引を売買対価に準じた方法に準じて会計処理を行っている場合は、リースには記入せず、有形固定資産の項目に帳簿価額によって記入してください。

12 製造品の出荷額、半製品、仕掛品の価額及び在庫額

(1) 「在庫額」には、事業所が所有するものを記入し、下請加工のために、他から支給された原材料及び下請加工した製造品は、含めないうください。

(2) 金額は、帳簿価額によって記入してください。それが難しいときは、見積り市価によってください。

13 製造品の出荷額、在庫額等

消費税率を含まない金額で記入してください。ただし、在庫額については、帳簿価額によって記入してください。

(1) 「製造品」には、副産物、製造工程から出たうち、廃物も記入してください。

(2) 「製造品名」は、「加工品名」、「番号」、「数量単位名」などの記入に当たっては、調査票と同時に記入してください。

(3) 調査票欄に書ききれないときは、補助用紙を用いて記入してください。その際、調査票欄に「以下別紙」とも記入し、補助用紙には必ず事業所名を記入してください。ただし、補助用紙を用いた場合でも合計数字は、調査票の「製造品出荷額合計」又は「製造品在庫額合計」欄に記入してください。

(4) 「7 品別製造品出荷額」

(7) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものの、原材料又は製造した製品を他企業に属する事業所に支給して製造加工させた製造品も含まれます。

(4) 力を企業に販売した場合は、この販売電力を製造品出荷額等の最も多かった事業所の出荷額に記入してください。

(5) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものは、市価によって出荷額を記入してください。

(6) 「7 品別製造品在庫額」には、半製品及び仕掛品は含めないうください。

(7) 「7 加工買入額」には、他の企業に属する事業所が所有する原材料又は製品に加工して平成17年中に引き渡したものに、加工費を記入してください。

(注) この調査において製造品というものは、他の企業に属する事業所から支給された主要原材料によって製造したものであり、あるいは他の企業に属する事業所が所有する原材料に加工処理を加え、これによって加工費を受け取る場合に限り、自己の所有する原

材料や製品に加工する場合は、この事業所の「製造品」となります。修理料を記入してからは「品別製造品出荷額」に記入してください。

(7) 「工 修理料収入」は、他人のものを修理して受け取る修理料を記入してください。

(注) 船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機のパワーホールなどは、「修理」として記入してください。自己所有の原材料によって修理をした場合は、「品別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工買入額」に記入してください。

15 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額(消費税を除く内国消費税額)

納税ベースで記入してください。

16 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合

直接輸出とは、事業所が直接自ら又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可証の交付を受けたものをいいます。商社等他の企業を経由して輸出したものは除きます。製造品出荷額に占める直接輸出額の割合を小数点第2位まで記入してください。

17 主要原材料名

購入又は支給された原材料のうち、主なものを記入してください。購入又は支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を作る場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。

18 作業工程

製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び加工品のうち、主なものについて、この事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種類以上の製法のある製造品については、そのうちの製法によっているか、また、機械によっているか、手作業によっているか、要点を明確に記入してください。

19 工業用地及び工業用水

(1) 「工業用地」は、事業所が所有する工業用地の面積を記入してください。

(2) 「工業用水」は、事業所が所有する工業用水の量を記入してください。

(3) 「1日当り工業用水」とは、1月1日から12月31日までの1年間に、この事業所で使用した工業用水の総量を換算日数で割ったものです。

(4) 「1日当り工業用水」とは、1日当り工業用水の量を記入してください。

(5) 「公共用水」とは、都道府県又は市町村によって経営される工業用水又は上水道から供給される水を記入してください。

(6) 「工業用水」とは、取用水又は湧水又は地下水から取水する水を記入してください。

(7) 「井戸水」とは、浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水を記入してください。

(8) 「その他の取水」には、上記のいずれにも属さない「回取水」以外のものとして、河川、湖沼、湖沼又は貯水池から取水する水(地表水)及び河川敷又は旧河川敷内において集水堰きよによって取水する水(伏流水)、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。

(9) 「回取水」には、この事業所内で一度使用した水を循環させて使用している水の量を記入してください。

(10) 「1日当り工業用水」とは、ボイラー内で蒸気を発生させるために使用される水をいいます。

(11) 「原料用水」とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。

(12) 「製品処理用水」とは、原料、半製品、製品などの浸漬溶解など、物理的処理を加えるために使用される水をいいます。例えば、バルブ製造工程におけるバルブの浸漬溶解水、ピストン製造工程におけるか性ソーダの溶解用水、染色用水などです。

(13) 「冷却用水」とは、工場設備又は製品の冷却に用いられる水をいいます。

(14) 「冷却用水・温調用水」とは、工場設備又は原料、半製品、製品などの冷却に使用される水(冷却用水、工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水(温調用水))をいいます。

備考

「休業中」、「操業準備中」、「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨をこの欄に記入してください。

★この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、調査対象の事業所は申告の義務があります。
★この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

票 番
群 票

平成17年工業統計調査
工業調査票乙
(従業者29人以下の事業所用)

工業統計調査
指定統計第10号



市区町村番号
調査区番号
工業調査事業所番号

9 製造品出荷額等
(1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、製造品には副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入してください。
(2) 製造品には、原材料を他に支給して製造させたものも含め、仕入れてそのまま販売するものも含めてください。
(3) 同じ企業の他の事業所へ引き渡したもののうち製造品出荷額に含めたいものも製造品出荷額に含めてください。
(4) 製造品名、番号、数量単位名などの記入に当たっては、商品分類表を参照してください。
(5) 出荷額は、工場出荷価額によって記入してください。

1 事業所の名称及び所在地
(フリガナ)
電話 ()
番 号
市 区 郡
都 道 府 県
区 町 村
番 地
番 番 地
ビ ル

Table with columns: 製造品名, 数量, 単位, 金額 (単位:万円)

2 本社又は本店の名称及び所在地
1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入して下さい。
番 号
市 区 郡
都 道 府 県
区 町 村
番 地
番 番 地
ビ ル

イ 加工賃収入額(年間)
他の企業の所有する原材料又は製品に加工して平成17年甲申引き渡したのに対して、受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃を記入してください。(消費税額を含む)
金額 (単位:万円)

3 他事業所の有無
あてはまる番号一つに○を付けてください。
1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。
2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。
3 工場が二つ以上ある。(上記1、2以外)

11 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額(消費税を除く)
(消費税率を含む)
納付税額又は納付すべき税額 (単位:万円)
100000

4 経営組織
あてはまる番号一つに○を付けてください。
1 会社 (株式、有限、合資、各名)
2 組合・その他の法人
3 個人

12 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合(年間)
(再輸出は、自己又は社務課で再輸出を行つたものをいいます)
120000
金額 (単位:万円)

6 従業者数(年末現在)
(1) 常用労働者のうち従業者は、他企業へ出向・派遣している者を除いて記入してください。
(2) 臨時雇用者については、12月号の最終給与明細の社員数を記入してください。
計 (1)~(4)の計

13 主要原材料名及び簡単な作業工程
ア 購入したもの
イ 支給されたもの(無償)
ウ 作業工程(9項に記入した製造品の製造又は加工に用いた作業工程について記入してください)

5 資本金額又は出資金額
(会社に限る) (単位:万円)
平成17年末現在私及び協会の資本金の額又は出資金の額を記入してください。
千億 百億 十億 億 千 百 十 万 千 百 十 万 円

14 有形固定資産(土地を除く)
(1) 有形固定資産(土地を除く)には建物、構築物、機械、器具、備品などを簿価額で記入してください。
(2) 取得額は、購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、増設、建設費削減からの減価償却などによる取得額を記入してください。
(3) 除却額は、売却、撤去、滅失、同じ企業に属する他の事業所への引渡などによる除却額を記入してください。
(4) 減価償却額には、減価償却費として有形固定資産除から除却した金額又は減価償却累計額として当期に引当られた金額を記入してください。

7 現金給与総額(年間)
(期末給与、退職金等を含む) (単位:万円)
退職金を含む場合は、その旨、備考欄に記入してください。
男女の合計を記入してください。→

15 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額の合計金額
(1) 事業所の所有するものについて記入してください。
(2) 原材料を他に支給して製造させた委託生産品を含め、他から支給された原材料による受託加工品と仕入れてその在庫とするものは含まないでください。
(3) 金額は帳簿価額によってください。

8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計金額
(1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したもの、同じ企業の他の事業所から受け入れたものなどのうち、実際に製造又は加工に使用した総使用額をいい、購入額を記入しないでください。
(2) 委託生産費は、原材料又は製品の事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃又は支払うべき加工賃をいいます。
(3) 金額欄には(1)と(2)の合計金額を記入してください。

Table with columns: 年, 初, 末, 申告者(代表者)の記名

備考
○A ○B

★この調査票は、統計調査員に一部提出してください。調査票は経済産業省に送付され、厳重に保管されます。
★記入インキのペン又はボールペンを用い、横書きで、きっちり記入してください。金額は、一万円未満を四捨五入して、一万円まで記入してください。
★欄には統計調査員又は市区町村、欄には市区町村、欄には市区町村又は都道府県、欄には都道府県で記入します。

平成17年(2005)

大 阪 の 工 業

平成19年3月発行
編集・発行 大阪府総務部統計課
大阪府中央区大手前2丁目
TEL(06)6941-0351 内線2338・2339

印 刷
TEL



総務部統計課

平成19年3月発行

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 / TEL06(6941)0351 内線2338・2339

<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/>